

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	3	府省庁名 文部科学省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	一般社団・財団法人に移行した都道府県私立学校退職金団体の退職金事業に係る利子等の非課税措置		
要望内容 (概要)	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 現在、特例民法法人である各都道府県が所管する私立学校退職金社団及び財団法人（以下、「都道府県私立学校退職金団体」という。）のうち、一般社団・財団法人に移行したもの ・特例措置の内容 都道府県私立学校退職金団体のうち、一般社団・財団法人に移行したものが受け取る所得税法第174条各号に定める利子等については、非課税措置とする。		
関係条文	地方税法第25条の2、第71条の5、第71条の6		
減収見込額	(初年度) ▲28 (－) (平年度) ▲28 (－) (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 都道府県私立学校退職金団体の加入者である、高等学校等を設置する学校法人の福利厚生水準を維持することにより、私立学校教職員の質を確保し、私立学校の教育研究活動の活性化を図る。 (2) 施策の必要性 現在、特例民法法人である都道府県私立学校退職金団体が受け取る利子等については、非課税とされているところであるが、特例民法法人が一般社団・財団法人に移行した場合には課税されることとなる。これまで、非課税であることを前提として、掛金や支給額等の制度設計を行ってきた退職資金交付事業の会員負担金の増額や、退職資金交付率の減率を余儀なくされることになるため、加入者である学校法人の負担増等、学校法人の経営に多大な影響を与え、加入者である学校法人の福利厚生水準を維持することが困難となる。 このため、一般社団・財団法人に移行した場合においても引き続き、所得税法第174条各号に定める利子等を非課税とすることにより、私立学校退職金団体の安定した運営を図り、加入者の福利厚生水準を維持する必要がある。		
本要望に対応する縮減案	なし		
		ページ	3—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標6 私学の振興 施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興
	政策の達成目標	高等学校等を設置する学校法人の福利厚生水準を維持することにより、私立学校教職員の質を確保し、私立学校の教育研究活動の活性化を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	特例民法法人として税制上の優遇を受ける都道府県私立学校退職金団体からの退職資金交付事業により、私立学校教職員の退職金等の福利厚生水準が維持され、私立学校教職員の質の確保に寄与している。
有効性	要望の措置の適用見込み	都道府県私立学校退職金団体（47法人）のうち、一般社団・財団法人に移行することが見込まれる、または、移行済みの法人数：14法人
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	現在、特例民法法人である都道府県私立学校退職金団体が受け取る利子等については非課税であることを前提として、掛金や支給額等の制度設計を行っていることから、一般社団・財団法人に移行した後も引き続き非課税とすることにより、これまでと同等の私立学校教職員の福利厚生水準の維持が見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	都道府県私立学校退職金団体の退職資金交付事業は、維持会員となった学校法人からの掛金を財源として退職資金を運用・交付することにより、教職員の待遇の安定と向上に資し、学校法人の経営の安定及び私立学校の教育の充実及び振興を図るものであり、これらの団体の退職資金交付事業を税制面で支援することは政策目的に照らし妥当と考えられる。 また、今回の税制要望は特例民法法人である現状で認められている利子等の非課税措置を、一般社団・財団法人に移行後も引き続き維持することを求めるものであり、手段としても必要最低限のものである。

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成24年度税制改正において要望。 なお、平成23年度税制改正要望において、農林水産省・厚生労働省・経済産業省から、同様の退職資金交付事業を行う一般社団・財団法人（特定退職金共済団体）についての利子等の非課税措置を要望し、税制改正が認められているところ。
ページ	3—3